

令和6年 3月那須塩原市議会定例会議 付議事件

議案番号	件名	主管
議案第49号	令和5年度那須塩原市一般会計補正予算（第11号）	総務部
議案第50号	那須塩原市税条例の一部改正について	総務部
議案第51号	那須塩原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	上下水道部
報告第2号	専決処分の報告について〔契約の変更〕	産業観光部
報告第3号	専決処分の報告について〔契約の変更〕	産業観光部

議案 第49号

令和5年度那須塩原市一般会計補正予算（第11号）

令和5年度那須塩原市一般会計補正予算（第11号）を別冊のとおり提出する。

令和6年 3月15日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第50号

那須塩原市税条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和6年 3月15日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市税条例の一部を改正する条例

那須塩原市税条例（平成17年那須塩原市条例第64号）の一部を次のように改正する。

附則第5条の次に次の1条を加える。

（令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第5条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の

6 第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

附則第6条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案 第51号

那須塩原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和6年 3月15日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する  
条例

那須塩原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年那須塩原市条例第197号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第1号イ中「70,670人」を「69,370人」に改め、同号ウ中「1日最大処理能力」を「1日最大汚水量」に、「42,945立方メートル」を「37,755立方メートル」に改める。

第7条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

報告 第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年 3月15日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

専決処分 第2号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年 2月27日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

契約の変更について

令和5年5月那須塩原市議会臨時会議において議会の議決を得て締結した道の駅「明治の森・黒磯」青木ふるさと物産センター再整備新築工事契約について、契約金額を次のとおり変更する。

契約金額	変更前	405,900,000円
	変更後	418,143,000円

報告 第3号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年 3月15日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎



専決処分 第3号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年 3月 6日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

契約の変更について

令和5年5月那須塩原市議会臨時会議において議会の議決を得て締結した道の駅「明治の森・黒磯」青木ふるさと物産センター再整備新築電気設備工事契約について、契約金額を次のとおり変更する。

契約金額	変更前	330,000,000円
	変更後	341,847,000円